

京都市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年5月24日

京都市長 門川大作

京都市規則第 7 号

京都市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

京都市特定非営利活動促進法施行細則の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

附 則

この規則は、令和3年6月9日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)